

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 16 日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 八 上 亮 太

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 4 日から 令和 8 年 11 月 12 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所堺支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 3 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所堺支部執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 16 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間の最終日の受付は午後 5 時までです。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 8 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	3,570,000 2,856,000	一括	714,000	35,875	10,007
1	1,290,000				
2	200,000				
3	2,080,000				
			</		



物 件 目 録

- 1 所 在 堺市西区菱木二丁
 地 番 2184 番 10
 地 目 宅地
 地 積 86.71 平方メートル
- 2 所 在 堺市西区菱木二丁
 地 番 2184 番 29
 地 目 宅地
 地 積 13.29 平方メートル
- 3 所 在 堺市西区菱木二丁 2184 番地 10、2184 番地 29
 家屋 番号 2184 番 10
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 50.01 平方メートル
 2 階 40.17 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 8月28日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 八 上 亮 太

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 堺市西区菱木二丁 |
| | 地 番 | 2 1 8 4 番 1 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 8 6 . 7 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 堺市西区菱木二丁 |
| | 地 番 | 2 1 8 4 番 2 9 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 3 . 2 9 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 堺市西区菱木二丁 2 1 8 4 番地 1 0、2 1 8 4 番地 2 9 |
| | 家屋 番号 | 2 1 8 4 番 1 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 5 0 . 0 1 平方メートル
2階 4 0 . 1 7 平方メートル |



令和 8 年(ケ)第 6 9 号
令和 8 年 6 月 8 日受理
令和 年 月 日提出
8. 7. -9

現況調査報告書

大阪地方裁判所堺支部

執行官 峯 畑 仁 彰

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 堺市西区菱木二丁
 地 番 2184 番 10
 地 目 宅地
 地 積 86.71 平方メートル
- 2 所 在 堺市西区菱木二丁
 地 番 2184 番 29
 地 目 宅地
 地 積 13.29 平方メートル
- 3 所 在 堺市西区菱木二丁 2184 番地 10、2184 番地 29
 家屋 番号 2184 番 10
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 50.01 平方メートル
 2 階 40.17 平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	堺市西区菱木2丁2184番地4		
土地	物件1及び2		
現況地目	☒ 宅地（物件1及び2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略）のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略）のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示 所有者の姓（ローマ字）
(2) 郵便受けの表示 なし

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地を適宜概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図（概略）のとおりであると思われるが、境界標を確認することができなかった部分も存在することから、正確には専門家による測量を要する。
(2) 目的土地は目的建物の敷地となっている。
(3) 目的土地の接面道路は、建築基準法上の道路である。

3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は、概ね間取図（概略）のとおりであると思われる。
(2) 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
(3) 目的建物内には、冷蔵庫、洗濯機、テレビ等の家財道具、日常生活用品等の動産が存在する。
(4) 目的建物1階キッチンの天井には雨漏りのようなしみが存在した。主に1階ではペットの糞尿がいたるところに放置されており、床や内壁クロスの汚損の程度が著しい。また、1階及び2階の内壁クロスは黄ばんでおり、浴室の壁にはカビと推測される黒ずみが多くみられた。さらに、1階及び2階のトイレは、いずれも居住者やペットのものと推測される排泄物が便器に山積みになっていた。目的建物はいずれの場所も悪臭が充満していた。
(5) 目的建物は経年以上の劣化、損耗が認められる。
(6) 目的建物内では小型犬が1匹飼育されていた。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■所有者	1 目的建物には私が住んでいます。 2 目的建物内で小型犬を1匹飼っています。 3 1階及び2階のトイレはともに故障しており、使用することができません。それらのトイレの便器には、人間のものと犬のものの糞尿を山積みになっています。コバエが飛んでいるかもしれませんし、臭いもします。 4 目的土地内に停めている軽自動車は私の亡父のものでした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

執 行 官 の 意 見

目的物件の占有関係

関係人の陳述及び立入調査の結果から、目的建物は所有者が、住居として使用、占有しているものと認める。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

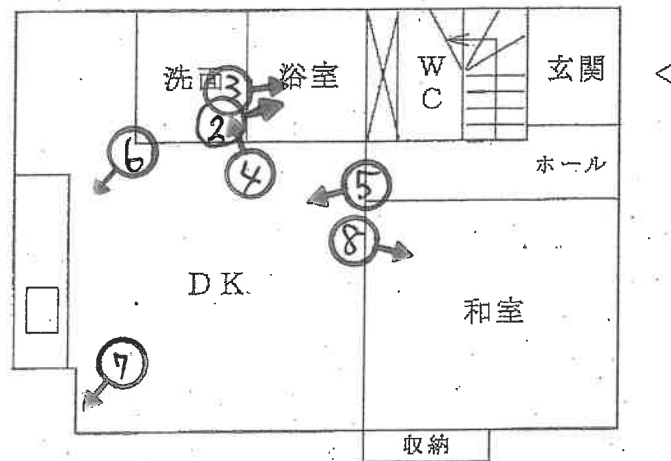
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年6月8日 16:50-17:00	大阪法務局堺支局	公図等調査
8年6月12日 8:25-8:40	物件所在地	物件及び占有確認 照会文書投函
8年6月18日 14:10-14:15	物件所在地	物件及び占有確認 在宅要請文書投函
8年6月23日	執行官室	照会文書送付（軽自動車検査協会）
8年6月25日 8:49-8:52	執行官室	電話照会（所有者）
8年6月25日 14:45-15:00	堺市役所	道路等調査
8年6月26日 14:15-15:00	物件所在地	解錠による立入調査（評価人帯同）
8年6月29日 16:00-16:10	大阪法務局富田林支局	公図等調査
8年7月2日 10:35-10:50	堺市税事務所	課税台帳調査
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 8年 6月26日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

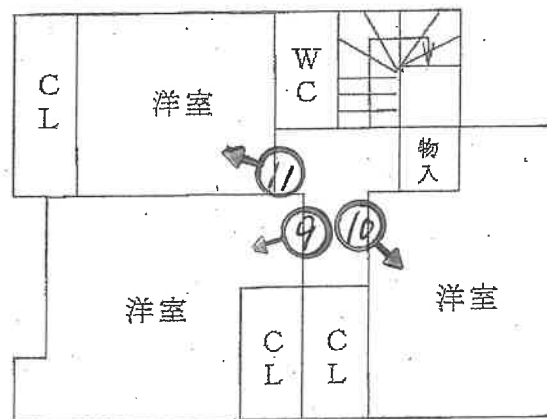
(←○ 写真撮影場所・方向)

間取図 (概略)

(1 階)



(2 階)



令和 8 年 (ケ) 第 69 号 事件

① 目的建物



②



③



④



(10 枚目)

⑤



⑥



(1 / 枚目)

⑦キッチンの天井のしみ



⑧



⑨



⑩



(13 枚目)

⑪



(14 枚目)

令和8年（ケ）第69号
令和8年6月26日 現地調査
令和8年7月10日 評価

大阪地方裁判所 堺支部 御中

評価書

(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

前田陽子

第1 評価額

一 括 価 格		
金 3, 570, 000 円		
内 訳 価 格		
物件 1	金	1,290,000 円
物件 2	金	200,000 円
物件 3	金	2,080,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2、3の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1・2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の要因(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1,2	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	物件目録及び建物図面と現地 概測数量は概ね一致した。
番 号	特 記 事 項		
1,2	・物件1と物件2は一体として目的建物の敷地等として利用されている。 ・法務局に備え付けられた地積測量図をもとに現地にて確認したところ、物件1及び2は概ね登記面積通りの地積、地積測量図通りの形状と認められる。ただし、筆界が明確でないことから、正確には関係者立会いのうえ専門家による測量を要する。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1,2)

位 置 ・ 交 通	JR阪和線「鳳」駅 南東方 道路距離 約2800m 最寄バス停「福泉小学校前」停留所 南東方 道路距離 約350m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	小規模一般住宅が多く建ち並ぶ住宅地域。今後、格別の変動要因はないので、当分の間現状を維持するものと予測する。	
主な公法上の 規制等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない 一般的な規制)	都 市 計 画 区 分	市街化区域
	用 途 地 域	準工業地域
	建 ペ い 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 規 制	準防火地域
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	規 模	100.00㎡
	形 状	略長方形
	間 口 ・ 奥 行	間口約7.1m(東側)・奥行(最長)約14.3m
	高 低 差 等	平坦地
接面道路の状況	東 側	幅員約5.7m舗装市道(行き止まり)(法42-1-1号道路)に概ね等高に接面。
	接 道 状 況	中間画地
土地の利用状況等	現 況	居宅の敷地
	東 側	道路
	北 側	住宅
	南 側	住宅
	西 側	学校
供給処理施設	上 水 道	あり
	ガ ス 配 管	あり(特記事項のとおり)
	下 水 道	あり
	(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染対策法等、特定施設に係る公的資料調査、土地の閉鎖登記簿、昭和45年・同51年・平成元年の住宅地図の資料調査による限りにおいては、土壌汚染の可能性は確認できなかった。なお土壌汚染の有無、内容についての詳細は専門家による土壌調査を要する。	
特 記 事 項	・物件1と物件2は一体として目的建物の敷地等として利用されている。 ・法務局に備え付けられた地積測量図をもとに現地にて確認したところ、物件1及び2は概ね登記面積通りの地積、地積測量図通りの形状と認められる。ただし、筆界が明確でないことから、正確には関係者立会いのうえ専門家による測量を要する。 ・目的土地の東側は駐車スペースである。また南東端に簡易物置がある。 ・目的土地には公共下水道が引き込まれているが、駐車スペースの地下に浄化槽が残っている可能性がある。 ・目的土地の接面道路に公共ガス管が埋設されているが、目的土地には引き込まれておらず、プロパンガスを使用していると思われる。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数 等	建築年月日 （登記記載）平成15年3月30日 新築 経過年数 約23 年 経済的残存耐用年数 0 年 （維持管理状態が劣悪で耐用年数ゼロとした）	
仕 様	構 造	木造
	屋 根	スレート葺
	外 壁	サイディングほか
	内 壁	クロス貼ほか
	天 井	クロス貼・板貼ほか
	床	フローリング・畳ほか
	設 備	電気, 給排水設備等
	そ の 他	浴室乾燥機
床面積（現況）	延 90.18㎡ 増築はなく、登記と現況数量は同じである。	
現 況 用 途 等	階 層	2階建
	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	4DK
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	債務者兼所有者が住居として占有している。	
特 記 事 項	・目的建物は築後約23年が経過している。外壁はサイディング目地の劣化がみられる。室内では小型犬を一匹飼育しており、主に1階部分で至る所にペットの糞尿が放置され、床や内壁クロス、建具等の汚損が著しい。また1階と2階のトイレは、いずれも居住者とペットの排泄物が長期間処理されない状態に置かれている。さらに内壁クロスは全体的に変色しており、1階キッチンの天井に雨漏り跡がみられ、浴室はカビが発生している。建物内部全体に悪臭が充満し、かつ不衛生な状態にあり、経年以上の劣化と考えられる。なお、設備の稼働状況は不明である。 ・目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性はゼロとは言いきれない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・目的建物は完了検査を受けている。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1,2 (土 地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ(ア×イ×ウ×エ)
1	72,600	1.02	86.71	0.80	5,137,000
2	72,600	1.02	13.29	0.80	787,000
合 計					5,924,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 堺西-11

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 96,700 \text{ 円/㎡} & \times & 100 / 100 & \times & 100 / 104 & \times & 100 / 128 & \div & 72,600 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正:公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正:	接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.04	1.00	1.00	1.00	1.04
◇地域格差:	街路	接近	環境	行政	総合(相乗積)
	1.03	1.03	1.21	1.00	1.28
イ 個別格差:	接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.02	1.00	1.00	1.00	1.02

ウ 地 積: 登記数量による。

エ 建付減価: 土地と建物の適応状況からみて-20%が適切と判断した。

② 物件3 (建 物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
3	170,000	90.18	0.03	460,000

ウ 現価率

経過年数	約23年
経済的残存耐用年数	0年
観察減価	50%
残価率	5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 0\text{年} / (\text{経過年数} 23\text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 0\text{年}) \} \times (1 - 0.5) \div 0.03$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等や目的建物の状態を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ(ア×イ)
1	5,137,000	0.55	法定地上権	2,825,000
2	787,000	0.55	法定地上権	433,000
合 計				3,258,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ[(ア+イ)×ウ×エ×オーカ]
1	5,137,000	-2,825,000		0.80	0.70	0.00	1,290,000
2	787,000	-433,000		0.80	0.70	0.00	200,000
3	460,000	+3,258,000	1.00	0.80	0.70	0.00	2,080,000
一括価格 (合計)							3,570,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

目的建物の維持管理状態が劣悪で、継続使用は不可能と考えられること、またアスベスト使用の可能性がないとはいえないこと等を考慮した。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他控除減価(敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示【堺西－11】

所 在 : 堺市西区草部215番9
価 格 : 96,700円／㎡
位 置 : JR阪和線「鳳」駅 南東方 約2,000m(道路距離)
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 132㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接 面 街 路 : 南6.7m市道
用 途 指 定 等 : 第1種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%), 準防火地域
地 域 の 概 要 : 中小規模の一般住宅が多い住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和8年度)

物件1	4,023,344 円
物件2	616,656 円
物件3	1,789,351 円

第7 附属資料の表示

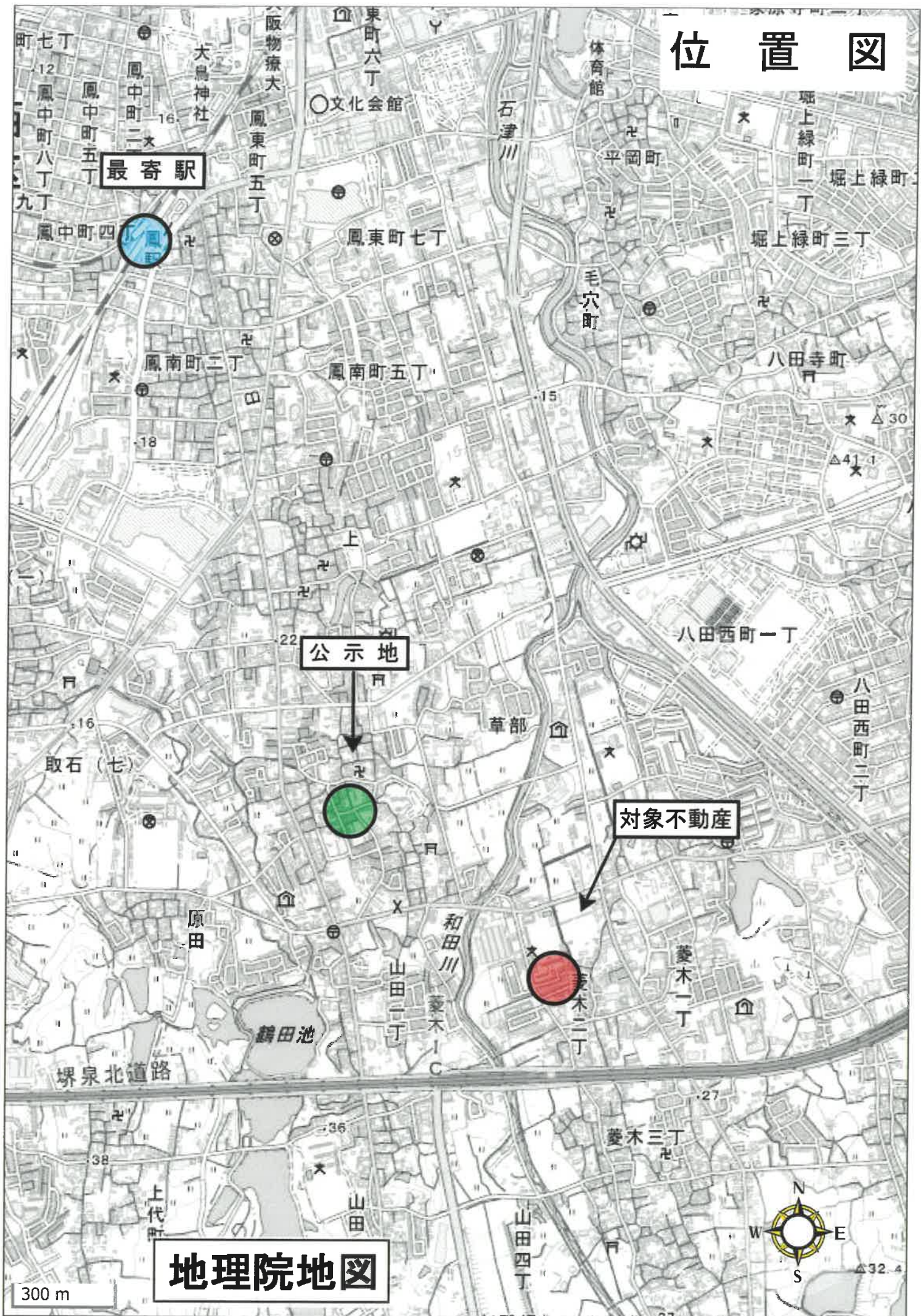
- 1 受命物件の位置図
- 2 公図(写)
- 3 地積測量図(写)
- 4 建物図面・各階平面図(写)
- 5 土地建物位置関係図(概略)
- 6 間取図(概略)

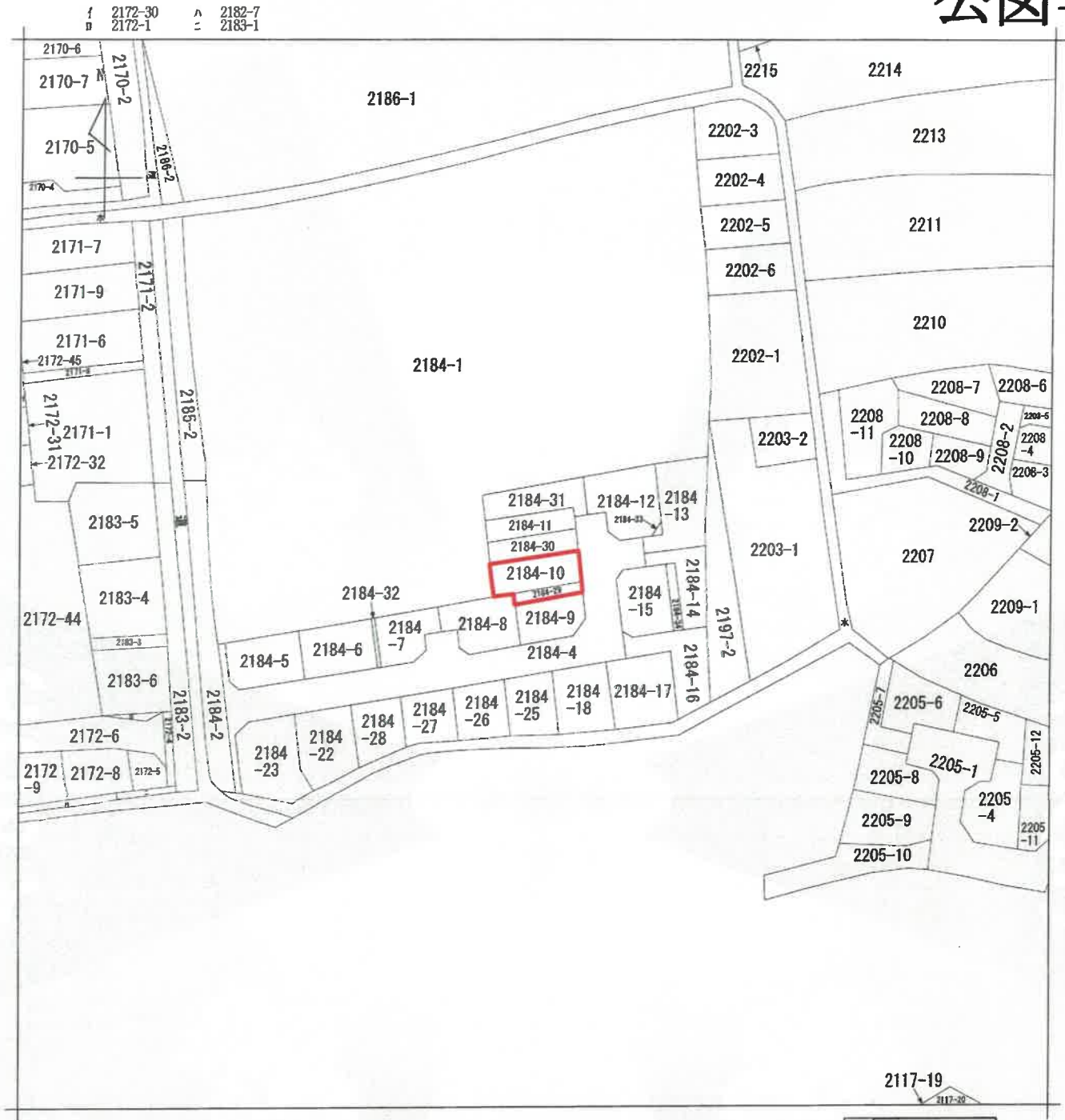
物 件 目 録

- 1 所 在 堺市西区菱木二丁
 地 番 2184番10
 地 目 宅地
 地 積 86.71平方メートル
- 2 所 在 堺市西区菱木二丁
 地 番 2184番29
 地 目 宅地
 地 積 13.29平方メートル
- 3 所 在 堺市西区菱木二丁2184番地10、2184番地29
 家屋 番号 2184番10
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺2階建
 床 面 積 1階 50.01平方メートル
 2階 40.17平方メートル



位置図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
菱木二丁
A 菱木二丁

請求部	所 在				堺市西区菱木二丁		地 番	2184番10		
出力縮尺	縮尺不明		精 度 区 分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年4月16日
大阪法務局堺支局

地図整理番号: M69410
(1/1)
登記官

A 4判に縮小

登記年月日：平成13年8月1日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和8年4月16日 大阪法務局堺支局 登記官

129532

地積測量図 13.8-1

地番 2184-10.-30

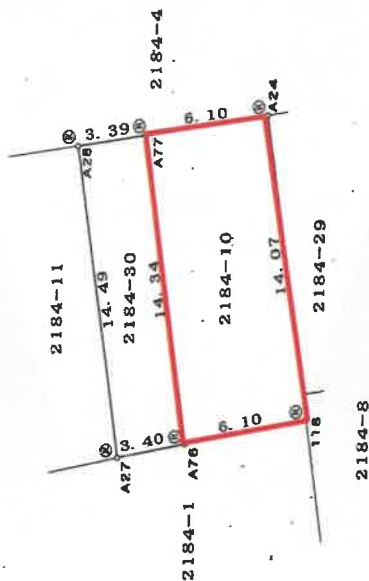
土地の所在 堺市西区 菱木2丁

前2184-10後・新2184-10

座標求積表

地番	2184-10				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離	備
118	122.305	156.509	-616.488951	14.07	
A24	124.363	170.435	1379.500890	6.10	
A77	130.399	169.543	667.829877	14.34	
A76	128.302	155.352	-1257.419088	6.10	
		借面積	173.422728		
		地積	86.7113640		m

地番	2184-30				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離	備
A76	128.302	155.352	-193.102536	14.34	
A77	130.399	169.543	925.535237	3.39	
A28	133.761	169.046	210.124178	14.49	
A27	131.642	154.707	-844.545513	3.40	
		借面積	98.011366		
		地積	49.005830		m



境界線の距離
単位
⑤

平成13年8月1日登記

縮尺 1/250

(大阪土地家屋調査士会)

申請人



(平成13年7月30日作成)

土地家屋調査士

作製者

A4判に縮小

地図整理番号 800711

登記年月日：平成13年8月1日

令和8年4月16日
大阪法務局増支局

登記官

地図整理番号：M69411

A4判に縮小

129531

地積測量図 13.8.~

地番 2184-9.-29

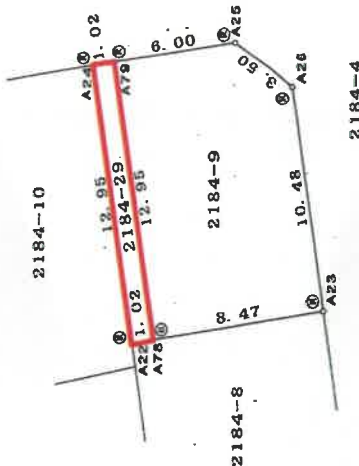
土地の所在 堺市西区長菱木2丁

前2184-9後・新 2184-9
2184-29

座標求積表

地番	2184-9					
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)	Yn	距離	
A79	123.348	170.585	689.504570	12.95		
A78	121.454	157.768	-1621.539504	8.47		
A23	113.070	159.007	-1089.515994	10.48		
A26	114.802	169.375	735.426250	3.50		
A25	117.412	171.462	1499.608552	6.00		
		倍面積	213.482004			
		地積	106.7410020			m

地番	2184-29					
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)	Yn	距離	
A78	121.454	157.768	138.678072	12.95		
A79	123.348	170.585	490.231765	1.02		
A24	124.363	170.435	-149.812395	12.95		
A22	122.469	157.618	-458.510762	1.02		
		倍面積	28.586710			
		地積	13.2933550			m



境界線の種類 記号
地積 ①

平成13年8月1日登記

縮尺 1/250

(大阪土地家屋調査士会)

申請人



(平成13年7月30日作製)

作製者

土地家屋調査士

登記年月日：平成15年4月2日

各階平面図

5244294 建築物図面

家屋番号 2184番10

建物の所在 堺市西区
堺市菱木二丁2184番地10, 2184番地29

1 階

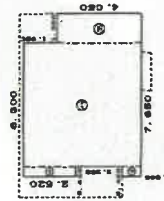


求積表

- ① 4.950 X 6.550 = 42.322500
- ② 0.900 X 7.650 = 6.885000
- ③ 0.450 X 1.800 = 0.810000

合計 50.017500
床面積 50.01 m²

2 階



求積表

- ① 0.900 X 0.450 = 0.405000
- ② 2.320 X 0.450 = 1.044000
- ③ 5.670 X 6.800 = 38.556000
- ④ 4.050 X 1.350 = 5.467500

合計 45.472500
床面積 45.47 m²

平成15年4月-2日登記

作製者

土地家屋調査士

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1

500

A4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年4月16日

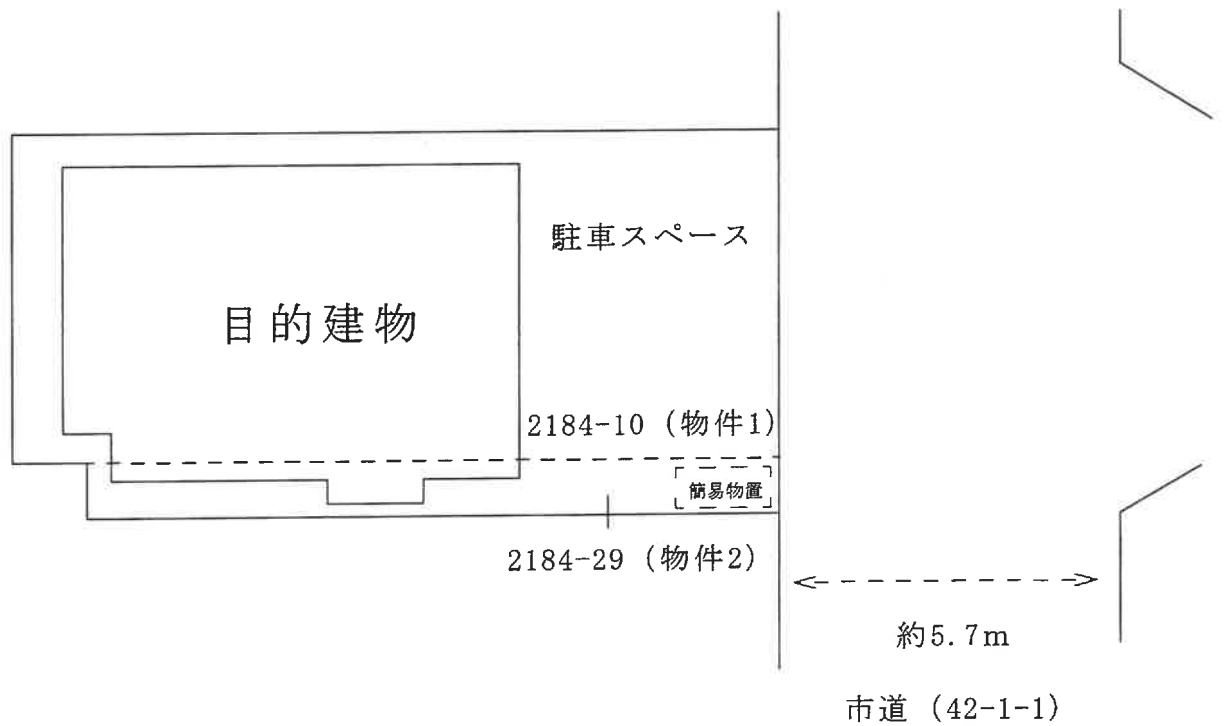
大阪法務局堺支局

登記官

地図管理番号：M69412

土地建物位置関係図（概略）

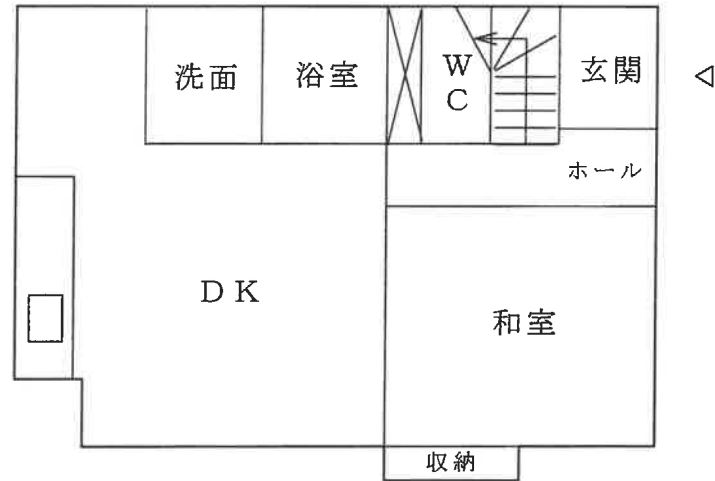
＜ － － － ＞ 現地概測数量



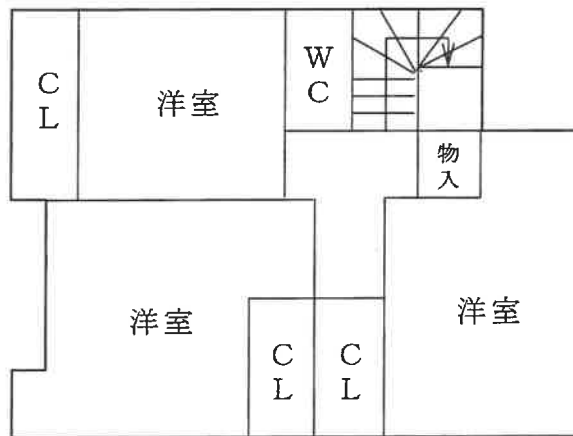
令和8年（ケ）第69号事件

間取図（概略）

（ 1 階）



（ 2 階）



令和 8 年（ケ） 第69号事件

